

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第41号

【編集・発行】
東京都公文書館
〒185-0024
国分寺市泉町二丁目2番21号
【TEL】042-313-8450
【ホームページ】
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/>

令和4年度登録第2号
令和4年9月発行
【印刷】(株)まこと印刷

《目次》

常設展示室内 企画コーナー展示「公報の源流をたどる」報告	1
デジタルアーカイブに至るまでの工程	5
新刊紹介 史料復刻『伝法院日並記抜抄』	7
利用案内	8

常設展示室内 企画コーナー展示「公報の源流をたどる」報告



ポスター（左：前期 右：後期）

はじめに

館内常設展示室では、室内に企画コーナーを設け、当館所蔵資料を中心に展示をしています。

令和4年(2022)4月4日から7月19日までは「公報の源流をたどる」と題し、明治時代初期の法令伝達の歴史をご紹介します。

展示は、以下のとおり2期に分けて実施しました。

前期：『日誌』の登場

令和4年4月4日(月)―5月28日(土)

後期：『新聞紙』の登場

同年6月1日(水)―7月19日(火)

1 展示の概要

近代社会においては、法令等の社会の基本的な「決まり」を広く人々に知らせ、人々がそれを理解し、遵守していくことが、必要不可欠な基盤となります。

そのために現在東京都では、条例や規則等、都民に広く告知しなければならない事項を、必ず『東京都公報』に掲載しています。また、公報の発行や登載事項については、明確に条例や規則によって定められています。

こうした仕組みは、いきなり完成したわけではなく、江戸時代の制度を基盤としつつ明治維

新後により良い方法が模索されていきました。

本展示では、明治時代初期の法令伝達の変遷を、主として東京府文書を紹介しながらたどりました。

なお、明治時代初期の法令は呼称が一定しないため、本展示においては政府の発するものを「法令等」、府県の発するものを「布達等」、両者を総称して「布告類」と記述しました。

2 明治初年の法令伝達



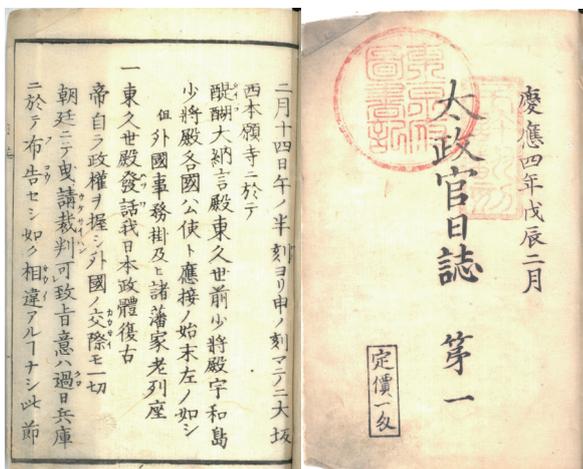
「東京名勝日本橋御高札場之図」歌川広重（三代）
慶應義塾三田メディアセンター所蔵

明治時代初期は、江戸幕府が行っていた法令の周知方法が踏襲されました。

明治政府が発出する法令等（御触れ・布令・^{たつし}達等）は、あらかじめ身分や支配関係、住所地により定められた経路を通じて、書面や口頭によって伝達されました。

また、特に重要な法令については、^{こうさつ}高札といって木の板に法令を書き記し、人々が集まる定まった場所（^{こうさつば}高札場）にそれを掲示して周知しました。

3 『日誌』の登場—印刷物の配布



『太政官日誌』第1（請求番号：635.A3.01）

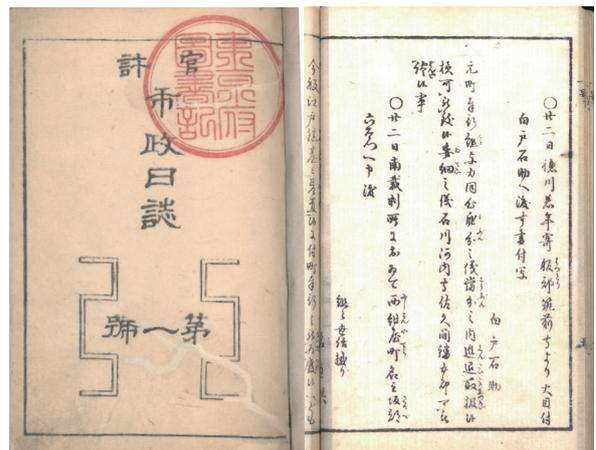
一方で新たな方法も導入されるようになります。

政府は、慶応4年（1868）、現在の『官報』の前身となる『^{だいじょうかん}太政官日誌』を始め、「日誌」と名付けられた印刷物を発行し、人々に広く知らせたい事柄を印刷・配布しました。

政府だけでなく、江戸町奉行所を廃止して設けられた市政裁判所や、同裁判所を廃止して新たに発足した東京府もそれぞれ「日誌」を刊行しました。

市政裁判所では、『市政日誌』を刊行します。政府発行の「日誌」は楷書体の漢字を使用しましたが、『市政日誌』は江戸の人々が慣れ親しんでくずし字や^{かな}仮名文字を多用し、読み^{かな}仮名もつけるなど、読みやすさに配慮したものでした。

慶応4年8月、市政裁判所が廃止されて東京府が発足すると、『東京府日誌』と表題を替え、明治4年（1871）まで刊行が続けられました。

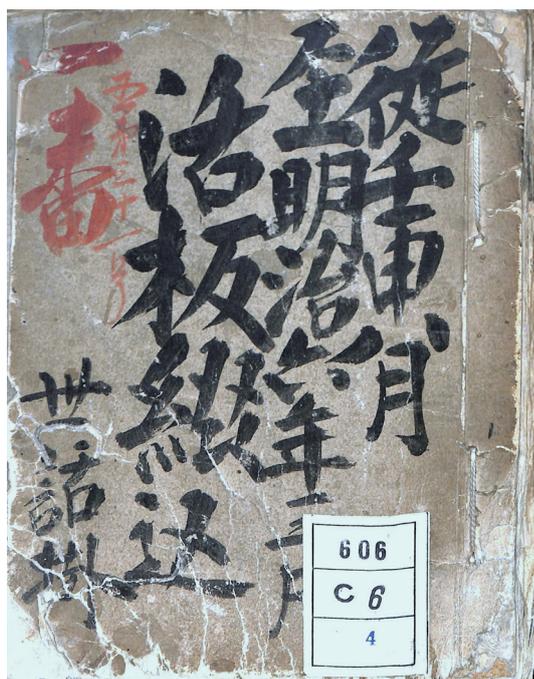


『市政日誌』第1号（請求番号：634.D4.04）



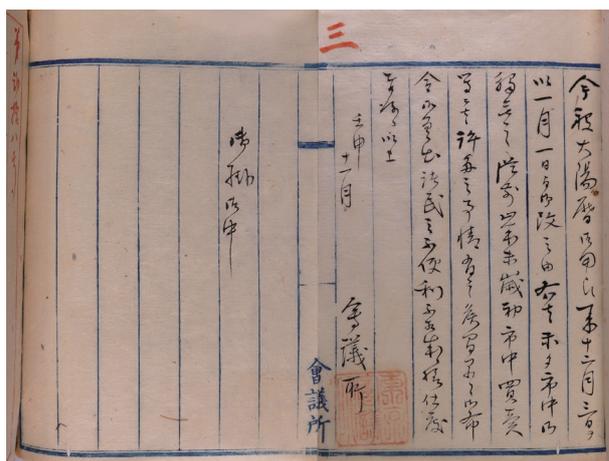
『東京府日誌』第1（請求番号：634.D4.12）

4 法令周知に奮闘する東京府 ～活版印刷の開始



『活板綴込〈世話掛〉』明治5-6年
(請求番号：606. C6. 04)

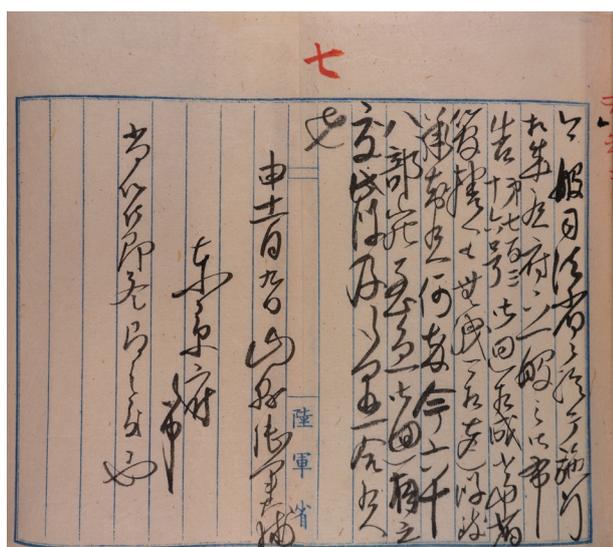
明治時代初期は、政治体制の変革だけでなく、西欧の諸制度が次々に採り入れられ、散髪令や太陽暦の採用など、人々の暮らしに関わる制度も大きく変わり、数多くの法令等が制定されました。しかもこの時期は、府県の布達等だけでなく、政府の法令等についても全て府県が一般に周知する義務がありました。



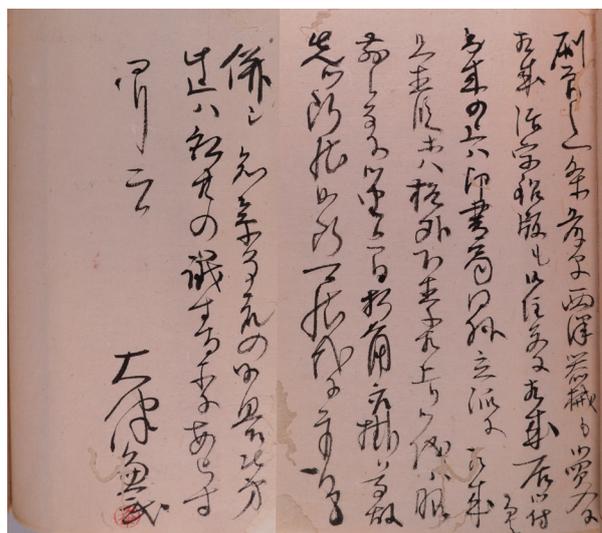
「会議所より太陽暦採用に付布令発出願」
『布令掛合留・上〈庶務本課〉』明治6年
(請求番号：605. D6. 20)

そのため、東京府は、必要な部数を筆写し、町々へ回覧しなければなりません。しかし、筆写・配布しきれない法令が、周知されずに滞留するようになっていきます。この問題解決の切り札として導入したのが、当時最先端の技術であった活版印刷術です。

東京府は、明治5年(1872)8月7日、筆写の手間を省き、漏れなく迅速・正確に周知徹底させるため、法令を活版印刷して町々に配布することを決めた他、さらに出版社に印刷販売を許可するなど、様々な対策を実行したのです。



陸軍大輔山県有朋が東京府へ宛てた違式註違条例(軽犯罪に該当する事項を定めた条例)の活版印刷物送付依頼
『布令掛合留・上〈庶務本課〉』明治5年
(請求番号：605. D6. 20)



「西洋器械、活字鉛版買入に付伺」
『布令掛合留・上〈庶務本課〉』明治6年
(請求番号：605. D6. 20)

5 公布式の制定と「新聞紙」 ～回覧廃止と「新聞紙」掲載～

東京府が発する布告類の件数は、増加の一途をたどり、明治11年(1878)には682件に達

し、総印刷部数は3万部を超えました。これらの布告類は、区町村へ回覧や掲示によって周知することになっていましたが明確な規定はなく、実際には回覧は徹底されていませんでした。

また明治時代初期には、新たな印刷メディアとして「新聞」が登場します。慶応4年2月に幕臣柳河春三が創刊した『中外新聞』を始めとして、その後東京では、東京日日新聞や朝野新聞など続々と新聞が発行されます。これら新聞は、次第に政府の法令や府県の布達等を記事として掲載するようになりました。



「東京名所銀座通朝野新聞社盛大之真図」
歌川広重（3世）明治12年
東京都立中央図書館 特別文庫所蔵

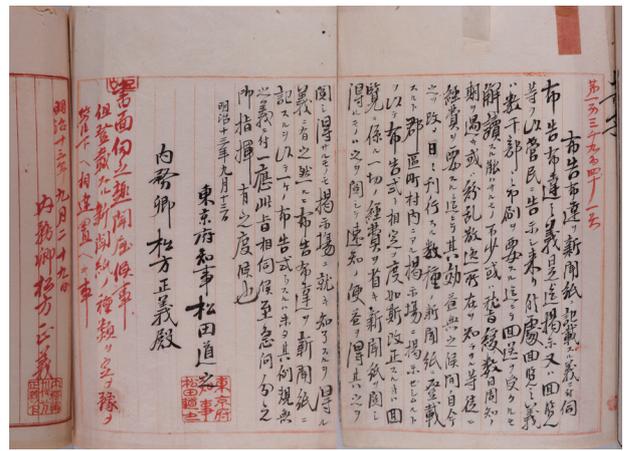


掲載許可された新聞記事
「官許東京日々新聞」（部分）第511号 明治6年10月22日
（請求番号：606. D5. 05-02）

一方政府は、新聞に対する取り締まりを目的に、明治6年（1873）10月新聞紙発行条目を定め、掲載を許可した記事の中には「官報」（官公署の情報）を含めていました。

新聞社の中には、政府や東京府に日々社員を派遣して布告類を謄写（筆写）したり、話題になるような事項を「出板」したり、自社の印刷機を活用して布告類の印刷を請け負うなど、法令・布達等の広報機能を担うものが現れます。

そこで明治13年（1880）10月、東京府は内務省の許可を得て江戸時代から続いた回覧方式を廃止し、「新聞紙」への掲載と区町村への掲示をもって「公布式」と定めます。



「内務省布告布達新聞紙記載するを以一般公布式と定むる義に付伺」
『稟議録・官省・完〈庶務課〉』明治13年
（請求番号：610. A4. 05）

こうして民間で発達した印刷媒体である「新聞紙」が、初めて布告類の周知という「官」の手続きに、正式に位置づけられたのです。

明治16年7月に『官報』が発行されるまで、この方式が続けられました。

おわりに

法令等を人々に漏れなく知らせることは、現代のような情報化社会にあっても簡単なことではありません。

本展示では、伝達手段の限られていた明治時代初期を取り上げ、明治政府や東京府が、江戸時代の仕組みを元にしたしながら、活版印刷等の新技術の導入や、新たに登場した新聞メディアを活用するなど、行政課題の解決に取り組んでいた様子を、東京府が残した公文書等により明らかにしました。

この時期の東京府文書は、和紙に筆で書かれたくずし字がほとんどです。このため、原本を展示するだけでは内容を理解してもらうことは困難です。

そこで、今回の展示では、キーポイントとなる重要資料には解読文を付した解説を試みました。

今後もこうした工夫を進めると共に、ホームページ上のコンテンツとしても活用していきたいと考えています。

デジタルアーカイブに至るまでの工程

はじめに

当館では、所蔵資料をデジタル画像で提供する「東京都公文書館デジタルアーカイブ」(以下「デジタルアーカイブ」という。)のサービスをご提供しています。重要文化財に指定された東京都府・東京市行政文書や江戸期の資料等の高精細画像等をご自宅のパソコンやタブレットでご覧いただけます。このように気軽に閲覧できるデジタルアーカイブですが、デジタル画像を公開するまでに、様々な作業が必要となります。

ここでは、当館の資料デジタル化事業の裏側をご紹介します。

1 資料の選定

はじめに、デジタル化する対象資料の選定・調査を行います。内容・保存状態・利用状況等を勘案し、利用頻度が高い資料、複製物がなく劣化が進んでいる資料から撮影候補を選びます。選定した資料が、デジタル撮影に耐えられるか、撮影前に補修が必要かを確認し、撮影する資料を確定します。

2 前作業

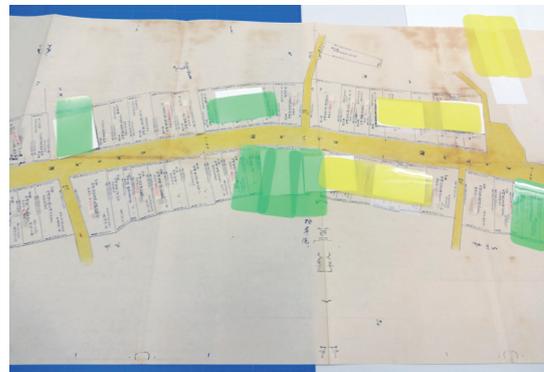


資料を1ページずつ確認

撮影する資料を確定した後、撮影リストを作成し、1点ずつ撮影カット数、大きさ、撮影に必要な情報を採取し、資料の状態記録をとります。次に、ホコリや汚れを掃うため刷毛でクリーニングをします。資料の状態によっては、館内や専門の業者に委託して補修を行います。館内での補修は、必要最小限の措置とし、可逆性のある材料と方法を選択して行っています。



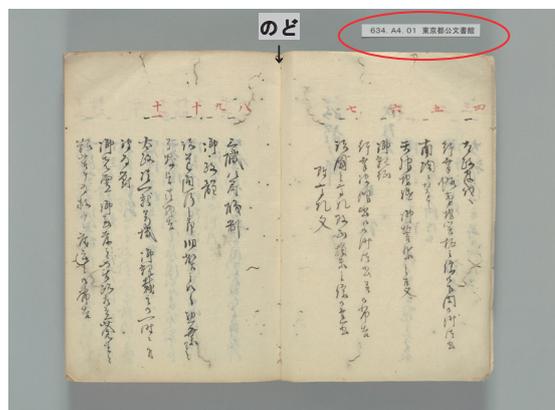
文字情報部分に虫損があるが、全体の状態は良いため、館内での簡易補修を選択



虫損部分は裏側から和紙で補強、剥がれやすい貼紙は剥がれないように糊で固定

3 資料の撮影

撮影は専門業者に委託しています。挟み込みや折り込みなど附属資料が多い資料は、撮影順序が複雑になるため、当館であらかじめ形態や状態にあった撮影方法を決めておきます。全カ

資料「請求番号」と「東京都公文書館」のクレジットを右上に配置して撮影
『府治類纂・1』(請求番号: 634. A4. 01)

ットに館名と資料の請求番号のクレジットを一緒に写し込み、当館所蔵資料であること、画像がどの資料なのかが分かるようにしています。また、冊子形態の資料は、綴じのど部分の文字が隠れて読みづらいため、資料に負担がかからないように配慮しつつ、無反射ガラス板で押さえながら撮影をします。

このような撮影手順は、撮影方法マニュアルを作成し、常に統一した画像を作成できるようにしています。



撮影の様子



大型資料の撮影

準備が整うと、ようやくデジタルアーカイブで画像が公開され、皆様にご利用いただけるようになります。



大型資料は分割撮影後、1枚の画像に仕上げる



デジタルアーカイブ公開



請求番号：あ1／資料名：御酒頂戴

4 撮影画像の検収

画像が納品されたら、撮影ページに抜けは無いか、指示通りに撮影されているか、全カットを目視で確認し、必要に応じて再撮影を依頼します。

5 デジタルアーカイブ公開

デジタルアーカイブで画像を公開するため、目録データを作成します。データサイズが大きい画像は、リサイズを行います。目録と画像の

おわりに

このようにたくさんの工程を経て、デジタル画像をホームページで公開しています。引き続き所蔵資料の高精細画像をご覧いただけるように、順次コンテンツを増やしていく予定です。デジタルアーカイブは、東京都公文書館ホームページ「デジタルアーカイブ」のバナーからアクセスしていただけますので、是非ご活用ください。

新刊紹介 史料復刻『伝法院日並記抜抄』

1 史料復刻「伝法院日並記抜抄」の刊行

当館では、令和3年度の事業として史料復刻『伝法院日並記抜抄』を刊行しました。

浅草寺を訪れたことのある方なら伝法院の名を聞き覚えておられるかもしれません。雷門を潜って本堂方向に向かうと、宝蔵門の手前左手に伝法院大玄関が見えます。この奥に、客殿等の建造物があり、更に庭園が広がっています。それぞれ国の重要文化財（建造物）と国指定名勝に指定されています。

江戸時代、元文5年（1740）10月以降、浅草寺の住職である別当は、寛永寺住職と日光山門主を兼ねていた輪王寺宮門跡が兼務することとなり、浅草寺に入って実務を行う別当代が派遣されていました。この別当代の居所であり執務場所となったのが伝法院で、浅草寺の本坊としての機能を有していました。

2 『伝法院日並記抜抄』の成立経緯

伝法院においては、浅草寺本堂や附属施設での宗教行事から、境内で生起する事件の記録、また領分支配に関する記録など、多様な文書が保管されていたと思われませんが、これらを取捨選択して整理しながら、日並記が編集されました。現在も浅草寺に所蔵されているその原本は「日並記」「雑簿」「日記」「記録」などと題されていますが、この史料群の総称として『伝法院日並記』という呼称が用いられてきました。

今回翻刻した『伝法院日並記抜抄』は、東京市史編さん事業のために、膨大な数の『伝法院日並記』の中から重要な記事を抜粋したものです。本文中の記録から、大正4年（1915）8月には筆写を完了したことからおそらく、伝法院に通って筆写をしたのでしょう。

原本の記事が膨大なため、「火災之部」・「土地并奥山ニ関スル部」に分けて、それぞれダイジェスト版を作成したのです。

3 本史料集の内容

今回刊行した史料集には、「土地并奥山ニ関スル部」全6冊を収録しました。奥山というのは浅草寺の本堂裏手一帯のことで、参拝者が休

憩する水茶屋が建ち並び、芝居・見世物・手品・独楽回しなどの芸能興行が至るところで行われる江戸有数の盛り場でした。この奥山を含む境内一帯で起こるあらゆる事象が書き留められた日並記は、江戸社会史研究の宝庫といえるでしょう。

例えば、寄席の取締に関する史料によれば、文政5年（1822）当時、浅草寺境内域に26カ所の寄席があったこと、その後、茶屋などに業態を替えたものも多くありましたが、天保13年（1842）段階でも10カ所が営業していたことがわかります。浅草寺には、將軍もしばしば「御成」しています。御成の際は、伝法院で関係者とのお目見えなどを行うと同時に、独楽回しや物真似といった境内で活躍する芸能者が呼び寄せられ、当時庶民が享受していた芸能を楽しんでいました。そんな場面も本書には度々現れています。

このように、江戸の社会に関する様々な情報が詰まった本史料集、是非一度手にとってご覧ください。

本体価格(税別):2,826円 税込価格:3,108.6円

■当館では販売していません。

下記問い合わせ先までご連絡ください。

《問い合わせ先》

東京都庁第一本庁舎3階 都民情報ルーム

TEL 03-5388-2276



『伝法院日並記抜抄』土地并奥山ニ関スル部 全六冊

利 用 案 内

◇閲覧室の利用について

予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・資料を撮影したい場合(要撮影室予約)

◇閲覧室利用の注意点

バッグ等のお荷物を、ロッカー(100円・返却式)に入れた後、閲覧室内の受付にお越しください。

※鍵の紛失にご注意ください。

◇簡易閲覧※の方法

当館の資料は、閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「簡易閲覧票」に記入し、受付にご提出ください。ただし、閲覧室内の資料とデジタルアーカイブの場合は簡易閲覧票の記入は不要です。

マイクロフィルム等の複製物が作成されている資料については、原則として複製物での閲覧となります。

同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、10件又は10冊以内です。

※簡易閲覧…特定歴史公文書等その他資料の簡便な方法による利用のこと。

◇簡易閲覧における複写について

複写を希望される方は「複写等申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、原則として一人(1団体)1日20枚までです。マイクロフィルム及び電子媒体からの複写については枚数制限がありません。普通紙1枚あたりの複写費用は、白黒10円、カラー20円です。

デジタルアーカイブの場合は、普通紙に加えCD-Rによる複写が可能です。CD-R1枚あたりの複写費用は100円です。

※できる限り小銭をご用意ください。

◇当館所蔵資料の利用について

以下の資料は簡易閲覧による利用が可能です。

- ・作成又は取得の日の属する年度の翌年度から起算し、30年を経過した特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。)
- ・図書、刊行物その他の印刷物で、一般の利用に供することを目的として保存しているもの
- ・その他の歴史的資料

※簡易閲覧の対象ではない文書等の利用については、東京都公文書等の管理に関する条例19条に基づく利用請求制度があります。

利 用 案 内 ・ 交 通 案 内

【利用案内】

- ① 開館時間
月曜日～土曜日 9時～17時
- ② 各種申請及び精算の受付時間
9時～16時30分
- ③ 休館日等
・日曜日、国民の祝日及び振替休日
・毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)及び年度末日(日曜日の場合は前日)
・年末年始(12月28日～1月4日)
・臨時の休館日として公示した日
- ④ 来館についてのお願い
ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。車・バイクで来られる方は近隣の駐車場をご利用ください。
なお、身体障害者用の駐車スペースをご用意しています。自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

研修室の一般貸し出しについて

研究会や講演会などにご利用いただける研修室(有料)を、一般に貸し出します。詳細は、東京都公文書館ホームページをご覧ください。

ご自宅からもご覧になれます

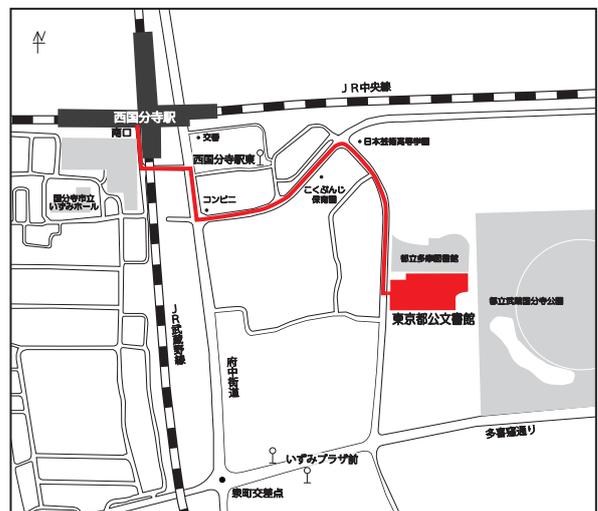
○東京都公文書館情報検索システム

当館が保有する特定歴史公文書等の目録をインターネットで検索できます。

○東京都公文書館デジタルアーカイブ

江戸明治期史料や重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書など閲覧利用が多いものを中心に、順次インターネットに公開し、閲覧室の端末だけでなく、自宅等で閲覧できるようにしていきます。

【案内図・交通機関】



- ・JR中央線・武蔵野線「西国分寺」駅 徒歩約8分
- ・京王バス(寺85系統)「いずみプラザ前」 徒歩約4分
- ・ぶんバス(万葉・けやきルート、北町ルート、日吉町ルート)「西国分寺駅東」 徒歩約5分

※新型コロナウイルス感染症対策のため、上記案内、研修室の一般貸し出し及び開館時間等が異なる場合があります。詳しくは、東京都公文書館ホームページ等にてご確認ください。